

地域自律に向けた地方制度の抜本的な見直しを求める提言

大都市への過度な人口・資本の集中、地域経済の疲弊、全国的な少子高齢社会・人口減少社会の進行等の様々な課題に対応し、真に持続可能な成長を図るには、日本全体で個性と活気に満ちた自律した地域社会の形成が必要である。そのため、住民に最も身近な基礎自治体が住民に必要な行政を総合的に担うことがますます重要となっている。

一方、地方自治法上、大都市等の一定規模以上の市に限定して事務配分等の特例を認める都市制度については、現行の制度で最も古い指定都市制度の創設から50年以上、最も新しい特例市制度の創設からも10年以上経過している。この間、地方分権・地域主権改革及び平成の合併を経て、多くの基礎自治体において企画立案・業務遂行等の行政運営上の能力は大きく拡充された。しかし、その結果、主として人口規模により区分する現在の都市制度が、基礎自治体が有する能力を十分発揮できるものであるのか、疑問がある。

こうした基礎自治体を取り巻く状況の変化を踏まえ、地域のことは地域で決めるという基本理念の下、個性と活気に満ちた自律した地域社会を実現するためには、大都市であるか否かにかかわらず、全ての基礎自治体において自律的な地域経営が可能となる地方制度へ変革することが必要である。

以上の観点から、中核市市長会及び全国特例市市長会は、地域自律に向けた地方制度の抜本的な見直しについて、政府に対して以下のとおり取り組まれるよう提言する。

1 全ての基礎自治体が自律的な地域経営を行えるよう権限の配分及び権限に見合った財源の措置を行うとともに、都市制度の抜本的な再編を行うこと

補完性の原理に基づく基礎自治体優先の原則に従い、基礎自治体・広域自治体・国の役割分担を明確にした上で、全ての基礎自治体が自律的な地域経営を行うことができるよう、包括的な権限の配分、税源を含む権限に見合った財源の適切な配分及び指定都市制度・中核市制度・特例市制度の抜本的な再編に関する計画を早期に策定し、計画策定後おおむね10年以内実施すること。

基礎自治体の権限については現在の中核市程度の権限を基礎とし、特に保健福祉・教育・まちづくりの分野に関しては、基本的に自己完結的に執行できるよう権限を配分すること。

また、地域の状況及び当該基礎自治体の能力等の観点から、基礎自治体に通常配分される権限を超える水準の権限を行使することが市民の利益に適う場合には、当該基礎自治体の主体的な選択により広域自治体から財源を含めて包括的に権限が移譲されるよう制度設計すること。

計画策定にあたっては、地方六団体のほか、指定都市市長会・中核市市長会・全国特例市市長会の各代表者を参画させること。

2 自律的な地域経営を行うための基礎自治体への権限の配分を円滑に進めるため、基礎自治体の広域連携及び再編その他基礎自治体の規模及び能力の拡充に必要な支援を積極的に講じること

自律的な地域経営を行うための基礎自治体への権限の配分を円滑に進めるため、規模又は能力の観点から単独では直ちに自律的な地域経営を行うことが困難な基礎自治体については、基礎自治体間の広域連携又は再編を推進するとともに、ノウハウ・人材等の移管のための措置その他必要な支援を講じること。

また、地理的条件等により、基礎自治体間の広域連携及び再編によっても専門性及び効率性の確保が困難な場合に限り、広域自治体が補完するものとする。

3 国・広域自治体の役割分担を明確にし、果たすべき役割に徹するとともに、役割に応じた体制の再編を図ること

国は本来国が果たすべき役割に、広域自治体は地方が担う役割のうち広域的に処理する方が効果的・効率的な事項に関する役割に、それぞれ徹するものとし、その役割に応じて体制の再編を図ること。

特に、現在の都道府県に関しては、役割分担の明確化に基づく権限の配分を踏まえ、道州制の是非を含めた新たな広域自治体のあるべき姿について基礎自治体の意見を十分に聴いて検討を進めること。

4 地方制度の抜本的な見直しを実現するまでの間においても、各都市制度を見直し、基礎自治体への権限及び財源の移譲を進めること

地方制度の抜本的な見直しを実現するまでの間においても、指定都市・中核市・特例市の要件の緩和又は制度の統合を行い、基礎自治体の規模及び能力の拡充の状況に応じて順次権限及び財源の移譲を進めること。

特に、中核市制度及び特例市制度については、要件を緩和する方向で早期に統合すること。

また、周辺市町村と都市圏を形成し、一定の事務について水平補完しようとする地方の拠点的な都市に対し、当該事務の圏域全体に係る権限を移譲し、かつ直接財源を措置する制度を法律上創設すること。

平成24年11月 7日

中核市市長会
全国特例市市長会